

松永沼隈地区医師会訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人松永沼隈地区医師会が開設する松永沼隈地区医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業〔以下「事業」という。〕は、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり主治医が、治療の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 一般社団法人松永沼隈地区医師会は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 松永沼隈地区医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地 福山市南松永町2丁目8-12

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。
- (2) 看護職員 4名以上
看護職員は指定訪問看護の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び休業日は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時15分までとする。ただし、土曜日は午前9時から午後12時30分までとする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 病状・障害の観察 | ⑥ ターミナルケア |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 認知症患者の看護 |
| ③ 日常生活の世話 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導及び助言 |
| ④ 褥瘡の予防・処置 | ⑨ カテーテル等装着器具の管理 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑩ その他医師の指示による処置 |

(緊急時における対応方法)

- 第7条 1. 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じる。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
2. 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法または老人保健法が規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり30円を実費として徴収する。
3. キャンセルの場合は、下記の料金を徴収する。
利用の当日一時間前までにご連絡がいただいた場合 … 無料
利用の当日一時間前までにご連絡が無かった場合 … 当該基本料金の100%
4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、

福山市（今津町、金江町、神村町、高西町、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南今津町、南松永町、宮前町、柳津町）

尾道市（浦崎町、高須町、西藤町、原田町）とする。

(虐待の防止及び身体拘束等の措置に関する事項)

第10条 虐待の発生又はその再発の防止、身体拘束等について以下の措置を講じる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などの活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者の生命または身体を保護するための、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。行動を制限する場合は、利用者及び利用者の家族等に十分な説明を行い同意を得るとともに、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由について記録する。

(その他運営についての留意事項)

- 第11条 1. 事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。
3. この規定において定める事項の他、運営に関する重要事項は一般社団法人松永沼隈地区医師会と事業所の管理者の協議において定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 8 月 19 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 11 月 9 日から施行する。
- この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 12 月 21 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 8 月 21 日から施行する。
- この規程は、平成 25 年 12 月 21 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 5 月 21 日から施行する。
- この規定は、平成 29 年 10 月 21 日から施行する。
- この規定は、令和 2 年 9 月 16 日から施行する。
- この規定は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。
- この規定は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 1 月 16 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 2 月 21 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。
- この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。